

福島県立医科大学学則

(平成18年 4月 1日 基本規程第17号)
(改正 平成18年12月27日 基本規程第28号)
(改正 平成19年 7月31日 基本規程第 8号)
(改正 平成19年11月22日 基本規程第18号)
(改正 平成20年 3月28日 基本規程第26号)
(改正 平成20年 4月 1日 基本規程第 8号)
(改正 平成20年11月 5日 基本規程第13号)
(改正 平成21年 4月 1日 基本規程第 6号)
(改正 平成21年11月11日 基本規程第21号)
(改正 平成22年11月10日 基本規程第33号)
(改正 平成23年 1月11日 基本規程第36号)
(改正 平成23年11月16日 基本規程第16号)
(改正 平成24年 2月10日 基本規程第25号)
(改正 平成24年11月19日 基本規程第14号)
(改正 平成25年 1月 9日 基本規程第16号)
(改正 平成25年 5月12日 基本規程第33号)
(改正 平成26年 4月 1日 基本規程第44号)
(改正 平成29年10月 5日 基本規程第11号)
(改正 令和 元年10月 8日 基本規程第11号)
(改正 令和 2年 3月25日 基本規程第24号)
(改正 令和 年 月 日 基本規程第 号)
(改正 令和 年 月 日 基本規程第 号)

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 組織 (第2条—第4条)
- 第3章 職制 (第5条)
- 第4章 学年、学期及び休業日 (第6条—第8条)
- 第5章 修業年限及び在学期間 (第9条・第10条)
- 第6章 入学 (第11条—第19条)
- 第7章 教育課程及び履修方法等 (第20条—第25条)
- 第8章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍 (第26条—第30条)
- 第9章 卒業及び学位 (第31条・第32条)
- 第10章 賞罰 (第33条・第34条)
- 第11章 学生寮 (第35条)
- 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生及び
外国人留学生 (第36条—第42条)

第13章 博士研究員（第43条）

第14章 授業料等（第44条）

第15章 点検・評価（第45条）

第16章 公開講座（第46条）

第17章 補則（第47条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 福島県立医科大学（以下「本学」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び公立大学法人福島県立医科大学定款に基づき、広く一般的教養を養い、医学、看護学及び保健科学に関する学理及びその応用を教授研究し、人格を陶冶し、社会の福祉と文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

（学部、学科及び学生定員）

第2条 本学に、医学部、看護学部及び保健科学部を置く。

2 前項の各学部には、置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	85人	—	510人
看護学部	看護学科	84人	6人	348人
保健科学部	理学療法学科	40人	—	160人
	作業療法学科	40人	—	160人
	診療放射線科学科	25人	—	100人
	臨床検査学科	40人	—	160人

3 医学部は、医師としての基本的知識・技術・態度、問題解決能力を備え、生涯にわたり学ぶ意欲を持ち、併せて、地域社会に貢献し、様々な分野で活躍する医師を育成する。

4 看護学部は、生命の尊厳を理解できる感性と人間性を備え、社会の変化に対応した健康課題を認識し、併せて、保健医療福祉にかかわる広い領域で活躍する看護専門職者を育成する。

5 保健科学部は、豊かな人間性と倫理観を備え、生涯にわたり知識や技術を学び続ける意欲を持ち、併せて、地域社会に貢献できる専門医療技術者を育成する。

（大学院）

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関しては、第7条、第5章から第7章まで（第14条、第15条及び第18条

を除く。)、第9章、第12章及び第13章の規定は適用せず、大学院に関し必要な学則は、別に定める。

3 大学院に関しては、第30条、第33条、第34条第1項中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(附属施設、内部組織及び審議機関)

第4条 前2条に定めるもののほか、本学に附属施設として附属病院、ふくしま国際医療科学センター、臨床研究イノベーションセンター、広報コミュニケーション室、地域医療支援センター及び会津医療センターを、本学の内部組織として総合科学教育研究センター、事務局、学生部、医療人育成・支援センター、男女共同参画支援室及び附属学術情報センターを、医学部の附属施設として附属生体情報伝達研究所、附属放射性同位元素研究施設、附属実験動物研究施設、附属医療制度研究センター及び附属死因究明センターを、事務局の附属施設として大学健康管理センター及び病児病後児保育所を、それぞれ置く。

2 本学に、教育研究審議会、教授会その他の審議機関を置く。

3 前2項に規定する本学の附属施設、内部組織及び審議機関に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程（平成18年4月1日基本規程第1号）の定めるところによる。

第3章 職制

(職制)

第5条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職を置く。

2 前項に規定する職制に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程（平成18年4月1日基本規程第1号）の定めるところによる。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 授業を行わない日又は授業を行わない期間（以下この条において「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、学長は、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- 三 春季休業 3月中旬から4月上旬までの間における3週間
- 四 夏季休業 7月中旬から9月下旬までの間における8週間
- 五 冬季休業 12月下旬から翌年1月中旬までの間における3週間

第5章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は、医学部にあっては6年とし、看護学部及び保健科学部にあっては4年とする。

(在学期間)

第10条 本学に在学できる期間（以下「在学期間」という。）は、医学部にあっては10年、看護学部及び保健科学部にあっては8年を超えることができない。この場合において、医学部にあっては、第1学年から第2学年まで、第3学年から第4学年まで及び第5学年から第6学年までの区分につき、それぞれ4年を超えて在学することができない。

第6章 入学

(入学の時期)

第11条 本学の入学時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第3号の規定により専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したものの
(入学志願の手続き)

第13条 本学に入学を志願する者は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、学長が指定する期日までに学長に提出しなければならない。
(合格者の決定)

第14条 学長は、入学を志願した者について、選考により、合格者を決定する。
(入学手続き及び許可)

第15条 前条の合格者は、学長が指定する期日までに学長が別に定める書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。
(編入学)

第16条 本学の看護学部編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業した者

二 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了した者(第17条に規定する者に限る。)

三 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程(保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年/文部/厚生/省令第1号)第7条第1項に規定する指定基準により指定したものに限る。)を修了した者(第17条に規定する者に限る。)

2 看護学部編入学を志願する者は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、学長が指定する期日までに学長に提出しなければならない。

3 学長は、編入学を志願した者について、選考により、合格者を決定する。

4 前条の規定は、編入学者の入学の手続き及び許可について準用する。

5 前項で準用する前条第2項の規定により入学を許可された者の修業年限は2年とし、在学期間は、4年を超えることができない。

(転入学)

第17条 学長は、他の大学に在学している者で、本学への入学を志願するものがあるときは、欠員がある場合に限り、選考により、相当学年に転入学を許可することができる。

(再入学)

第18条 学長は、第29条の規定により退学を許可された者で、同一学部編入学を志願するものがあるときは、選考により、相当学年に再入学を許可することができる。

(編入学等の取扱い)

第19条 前3条の規定により入学を許可された者の次に掲げる事項については、教授会の議を経て、学長が決定する。

一 既に履修した授業科目及び単位数の取扱い

二 在学すべき年数（前2条の規定により入学を許可された者に係るものに限る。）

三 在学期間（前2条の規定により入学を許可された者に係るものに限る。）

第7章 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方法）

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。

（授業科目等）

第21条 本学の授業科目を、次のように分ける。

一 医学部においては、総合科学系、生命科学・社会医学系及び臨床医学系とする。

二 看護学部においては、基礎系、専門基礎系及び看護学専門とする。

三 保健科学部においては、総合科学系、専門基礎系及び保健科学専門とする。

2 授業科目の名称、単位数又は授業時間数、単位の計算方法及び履修年次等については、別に定める。

（授業の方法）

第21条の2 授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位の授与等）

第22条 単位の授与及び授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目の修了の認定は、試験その他の審査によりこれを行う。

（学修の評価）

第23条 学修の評価は、S、A、B、C又はDをもって表示し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修（学長が大学教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第8章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学及び復学)

- 第26条 学生は、病気その他やむを得ない理由により2月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別の理由があると認める場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、福島県立医科大学大学院学則（平成18年4月1日基本規程第18号）第5条第2項に規定する博士後期課程においては、通算して3年を、第4条第3項に規定する修士課程及び第5条第2項に規定する博士前期課程においては、通算して2年を、それぞれ超えることができない。
- 5 休学期間は、第10条の在学期間には算入しない。
- 6 学生は、休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

- 第27条 学生は、他の大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

- 第28条 学生は、外国の大学で学修することを志願しようとするときは、学長の許可を受けて留学することができる。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第31条に規定する期間に含めることができる。
- 3 第24条の規定は、第1項の規定による留学について準用する。

(退学)

- 第29条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第30条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会及び教育研究審議会の議を経て、除籍することができる。

- 一 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- 二 在学期間を超えた者
- 三 第26条第3項又は第4項に規定する休学期間を超えた者
- 四 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第9章 卒業及び学位

(卒業)

第31条 学長は、本学の医学部にあっては6年、看護学部にあつては4年（第16条、第17条又は第18条の規定により入学した者については、第16条第5項又は第19条の規定により定められた在学すべき年数）、保健科学部にあっては4年以上在学し、所定の単位数を修得した者又は授業時間数の修了の認定を受けた者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第32条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し学士の学位を授与し、学位記に次のとおり付記する。

医学部	学士（医学）
看護学部	学士（看護学）
保健科学部理学療法学科	学士（理学療法学）
保健科学部作業療法学科	学士（作業療法学）
保健科学部診療放射線科学科	学士（診療放射線科学）
保健科学部臨床検査学科	学士（臨床検査学）

第10章 賞罰

(表彰)

第33条 学長は、学生として表彰に値する行為があつた者を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第34条 学長は、この規則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を、教授会及び教育研究審議会の議を経て、懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒処分に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学生寮

(学生寮)

第35条 本学に、学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生及び
外国人留学生

(研究生)

第36条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考により、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第37条 学長は、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することができる者は、第12条各号のいずれかに該当する者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与え、又は授業科目の修了の認定をすることができる。

(特別聴講学生)

第38条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与え、又は授業科目の修了の認定をすることができる。

(聴講生)

第39条 学長は、本学において一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考により、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定により聴講を受けた者が当該授業科目の試験に合格したときは、当該授業科目を履修したことを証する書類を発行することができる。

(研修生)

第40条 学長は、本学において研修を願い出る者があるときは、選考により、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定により研修を受けた者が当該研修を修了したときは、当該研修を修了したことを証する書類を発行することができる。

(外国人留学生)

第41条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願するものがあるときは、選考により、外国人留学生として入学を許可すること

ができる。

(研究生等に関する規程)

第42条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 博士研究員

(博士研究員)

第43条 学長は、本学において、特定の専門事項について、より深く研究しようとする者があるときは、博士研究員として登録することができる。

- 2 博士研究員として登録することができる者は、博士の学位を授与された者又はこれに準ずる学識があると学長が認めた者とする。
- 3 博士研究員の登録の有効期間は、1年以内とする。ただし、申請により登録の更新をすることができる。
- 4 博士研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 授業料等

(授業料等)

第44条 この学則に定めるもののほか、入学検定料、入学料、授業料、研修料、学位審査料及び博士研究員登録申請手数料に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 特別の理由があると認められる者については、別に定めるところにより、入学検定料、入学料及び授業料を減額し、又は免除することがある。

第15章 点検・評価

(自己点検及び評価)

第45条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第16章 公開講座

第46条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17章 補則

(学長への委任)

第47条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日現在、公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（平成18年福島県条例第11号）による廃止前の福島県立医科大学条例（昭和39年福島県条例第27号）第2条の規定に基づき設置された福島県立医科大学（以下「旧大学」という。）に在学する学生で、平成18年4月1日以降も旧大学に在学する予定であったものは、別に当該学生が意思表示をしない限り、平成18年4月1日に公立大学法人福島県立医科大学が設置する本学に承継し、この学則を適用する。この場合において、当該学生に適用されていた学則その他の規程については、なお従前の例による。

附 則

この基本規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日基本規程第8号）

(入学定員等の暫定的な増員)

1 この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の福島県立医科大学学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成20年度から令和8年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入学定員	95人	100人	105人	110人	125人	130人
収容定員	495人	515人	540人	570人	615人	665人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入学定員	130人	130人	130人	130人	130人	130人
収容定員	700人	730人	755人	775人	780人	780人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	130人	130人	85人	85人	85人	85人

収容定員	780人	780人	735人	690人	645人	600人
------	------	------	------	------	------	------

	令和8年度
入学定員	85人
収容定員	555人

附 則（平成19年11月22日基本規程第18号）
この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日基本規程第26号）
この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日基本規程第8号）
この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月5日基本規程第13号）
この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日基本規程第6号）
この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月11日基本規程第21号）
この基本規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月10日基本規程第33号）
この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 1月11日基本規程第36号）
この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月16日基本規程第16号）
この基本規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 2月10日基本規程第25号）
1 この基本規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の福島県立医科大学学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの間における看護学部看護学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入学定員	84 人	84 人	84 人
編入学定員	6 人	6 人	6 人
収容定員	340 人	340 人	344 人

附 則（平成 24 年 11 月 19 日基本規程第 14 号）
この基本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 9 日基本規程第 16 号）
この基本規程は、平成 25 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 12 日基本規程第 33 号）
この基本規程は、平成 25 年 5 月 12 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日基本規程第 44 号）
この基本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 5 日基本規程第 11 号）
この基本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 8 日基本規程第 11 号）
この基本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日基本規程第 24 号）
この基本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日基本規程第 号）

1 この基本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 2 年度以前に入学した者の学習の評価は、改正後の福島県立医科大学学則第 23 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 年 月 日基本規程第 号）

この基本規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

福島県立医科大学学則の変更事項を記載した書類

第26条第4項

博士後期課程（標準修業年限3年）の休学期間について規定する。

「福島県立医科大学学則」一部改正（案）
新旧対照表

(平成18年 4月 1日基本規程第17号)
 (改正 平成18年12月27日基本規程第28号)
 (改正 平成19年 7月31日基本規程第 8号)
 (改正 平成19年11月22日基本規程第18号)
 (改正 平成20年 3月28日基本規程第26号)
 (改正 平成20年 4月 1日基本規程第 8号)
 (改正 平成20年11月 5日基本規程第13号)
 (改正 平成21年 4月 1日基本規程第 6号)
 (改正 平成21年11月11日基本規程第21号)
 (改正 平成22年11月10日基本規程第33号)
 (改正 平成23年 1月11日基本規程第36号)
 (改正 平成23年11月16日基本規程第16号)
 (改正 平成24年 2月10日基本規程第25号)
 (改正 平成24年11月19日基本規程第14号)
 (改正 平成25年 1月 9日基本規程第16号)
 (改正 平成25年 5月12日基本規程第33号)
 (改正 平成26年 4月 1日基本規程第44号)
 (改正 平成29年10月 5日基本規程第11号)
 (改正 令和 元年10月 8日基本規程第11号)
 (改正 令和 2年 3月25日基本規程第24号)
 (改正 令和 2年 月 日基本規程第 号)
 (改正 令和 2年 月 日基本規程第 号)

○改正の内容

(仮) 博士課程設置のため

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条～第25条 (略)</p> <p>(休学及び復学)</p> <p>第26条 1～3 (略)</p> <p>4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、福島県立医科大学大学院学則（平成18年4月1日基本規程第18号）<u>第5条第2項に規定する博士後期課程においては、通算して3年を、第4条第3項に規定する修士課程及び第5条第2項に規定する博士前期課程においては、通算して2年を、それぞれ超えることができない。</u></p> <p>5～6 (略)</p> <p>第27条～第47条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条～第25条 (略)</p> <p>(休学及び復学)</p> <p>第26条 1～3 (略)</p> <p>4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、福島県立医科大学大学院学則（平成18年4月1日基本規程第18号）<u>第4条第3項</u>及び第5条第1項に規定する<u>修士</u>課程においては、通算して2年を<u> </u>超えることができない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第27条～第47条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>附 則（令和 年 月 日基本規程第 号） <u>この基本規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>

福島県立医科大学大学院学則

	平成18年	4月	1日	基本規程第18号		
一部改正	平成18年	12月	27日	基本規程第29号		
一部改正	平成19年	7月	2日	基本規程第7号		
一部改正	平成19年	12月	21日	基本規程第19号		
一部改正	平成19年	12月	27日	基本規程第20号		
一部改正	平成20年	3月	28日	基本規程第27号		
一部改正	平成20年	10月	17日	基本規程第11号		
一部改正	平成21年	3月	30日	基本規程第21号		
一部改正	平成23年	1月	11日	基本規程第37号		
一部改正	平成23年	7月	29日	基本規程第13号		
一部改正	平成25年	3月	28日	基本規程第18号		
一部改正	平成25年	6月	26日	基本規程第17号		
一部改正	平成26年	1月	1日	基本規程第38号		
一部改正	平成26年	10月	1日	基本規程第9号		
一部改正	平成27年	4月	13日	基本規程第2号		
一部改正	平成27年	9月	30日	基本規程第7号		
一部改正	平成27年	12月	16日	基本規程第12号		
一部改正	平成28年	3月	31日	基本規程第14号		
一部改正	平成28年	7月	1日	基本規程第8号		
一部改正	平成28年	9月	30日	基本規程第13号		
一部改正	平成29年	4月	1日	基本規程第5号		
一部改正	平成29年	12月	27日	基本規程第13号		
一部改正	平成30年	12月	26日	基本規程第6号		
一部改正	令和2年	8月	26日	基本規程第6号		
一部改正	令和	年	月	日	基本規程第	号
一部改正	令和	年	月	日	基本規程第	号

(趣旨)

第1条 この学則は、福島県立医科大学学則（平成18年4月1日 基本規程第17号）第3条第2項の規定に基づき、福島県立医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、医学及び看護学に関する研究を遂行する能力や専門性の高い実践能力を有する研究者及び専門職者を育成すること

を目的とする。

(研究科)

第3条 本学大学院に、医学研究科及び看護学研究科を置く。

- 2 医学研究科は、医学・医療の発展に自立して寄与することができる研究者及び専門職者を育成するとともに、新しい医学の創造を行うことを目的とする。
- 3 看護学研究科は、看護の質の向上に寄与することができる看護専門職者を育成するとともに、看護学の創造と発展に貢献することを目的とする。

(医学研究科の課程及び専攻)

第4条 本学大学院における医学研究科の課程は、博士課程及び修士課程とする。

- 2 医学研究科のうち博士課程には、医学専攻を置く。
- 3 医学研究科のうち修士課程には、医科学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻を置く。

(看護学研究科の課程及び専攻)

第5条 本学大学院における看護学研究科の課程は、博士課程とする。

- 2 看護学研究科博士課程は、前期の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 看護学研究科に看護学専攻を置く。

(標準修業年限及び在学期間)

第6条 医学研究科博士課程の標準修業年限は4年とし、在学できる期間（以下「在学期間」という。）は、8年を超えることができない。

- 2 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学期間は4年を超えることができない。
- 3 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学期間は、6年を超えることができない。

(学期)

第7条 学年は、次の学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日

(入学の時期)

第7条の2 本学大学院の入学時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び医学研究科博士課程については、学期の始めとすることができる。

(学生定員)

第8条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
医学研究科	博士課程	医学専攻	37人	148人
	修士課程	医科学専攻	10人	20人
		災害・被ばく医療科学共同専攻	10人	20人
	研究科計			57人
看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	10人	20人
	博士後期課程	看護学専攻	2人	6人
	研究科計			12人

(授業及び研究指導)

第9条 医学研究科の授業及び研究指導は、福島県立医科大学医学部の専門の課程の授業科目を担当する教授、准教授、講師等又は福島県立医科大学の寄附講座の教授、准教授、講師等がこれを行う。ただし、災害・被ばく医療科学共同専攻の授業及び研究指導は、構成大学の研究科等が別に定めるところにより、一定の資格を有する教授、准教授、講師等がこれを行う。

- 2 看護学研究科の授業及び研究指導は、福島県立医科大学看護学部の授業科目を担当する教授、准教授、講師等がこれを行う。ただし、看護学研究科博士後期課程の授業及び研究指導については、看護学研究科委員会において認められた教授等もこれを行うことができる。

(授業の方法)

第9条の2 授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(研究科委員会)

第10条 本学大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科の運営に関する重要な事項を審議する。
3 前項に規定するもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第11条 医学研究科の授業科目は、別表第1のとおりとし、授業科目の履修方法について

ては、大学院の医学教育の実施に関し一般的に容認されている基準を勘案し、医学研究科の研究科委員会（以下「医学研究科委員会」という。）の議を経て、学長が別に定める。

- 2 看護学研究科の授業科目は、別表第2のとおりとし、授業科目の履修方法及び単位に関し必要な事項（単位修得の認定に係るものを除く。）は、看護学研究科の研究科委員会（以下「看護学研究科委員会」という。）の議を経て、学長が別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

- 第12条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第6条に定める標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該学生が在学する研究科の研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

（学習の評価及び修了要件）

- 第13条 医学研究科における授業科目の履修の認定は、試験によりこれを行う。
- 2 医学研究科における試験の成績は、S、A、B、C又はDの別に区分して評価し、試験の合格又は不合格の別は、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。
- 3 医学研究科博士課程の修了要件は、本課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者又は第17条第4項により在学期間の短縮が認められた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 医学研究科修士課程の修了要件は、本課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者又は第17条第4項により在学期間の短縮が認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第13条の2 看護学研究科における単位修得の認定は、試験によりこれを行う。

- 2 看護学研究科における試験の成績は、S、A、B、C又はDの別に区分して評価し、試験の合格又は不合格の別は、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。
- 3 看護学研究科博士前期課程の修了要件は、本課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者又は第17条第4項により在学期間の短縮が認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 看護学研究科博士後期課程の修了要件は、本課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(学位の授与)

第15条 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第16条 学生は、学長の許可を得て、他の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の場合において、学長は、あらかじめ当該大学院との間において必要な事項について協議するとともに、その許可に当たっては、当該学生が在学する研究科の研究科委員会の議を経るものとする。

3 学長は、第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。

3 第1項及び前条第1項の規定により、与えることのできる単位数は合わせて20単位を超えないものとする。

4 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮(博士後期課程を除く。)については、1年を超えない範囲で、当該学生が在学する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(論文による学位の授与)

第18条 学長は、第13条第3項に規定する者のほか、医学研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士(医学)の学位を授与された者と同等以上の学力を有すると学長が認めた者に対しても博士(医学)の学位を授与することができる。

(入学資格)

第19条 医学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学部を卒業した者
- (2) 大学の医学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 修士課程又は博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条第1項第6号に規定する文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者
- (7) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの

3 看護学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、収支の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定された外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学院を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（入学志願の手続）

第20条 入学を志願する者は、学長が指定する期日までに入学願書に入学検定料及び学長が別に定める書類を添えて、これを学長に提出しなければならない。

(転入学)

第21条 他の大学院に在学する者が本大学院医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程に転入学しようとするときは、当該大学院設置の大学の学長又は所属研究科長の紹介状を添えて、学長に転入学願を提出しなければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、医学研究科委員会又は看護学研究科委員会において速やかに選考を行った上で、学長は許可することがある。
- 3 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数については、医学研究科委員会又は看護学研究科委員会において審査の上、第17条第1項を準用する。
- 4 転入学を許可された者の在籍年次及び在籍期間については、医学研究科委員会又は看護学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(転入学資格)

第22条 医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程に転入学を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願する者。
- (2) 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願する者。

(転入学志願の手続)

第23条 医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程に転入学を志願する者の転入学志願に関する手続については、第20条を準用する。

(研究生)

第24条 学長は、本学大学院において医学又は看護学に関する特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考により、研究生として入学を許可することができる。

- 2 第6条の規定にかかわらず、研究生の在学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、引き続き在学することを願い出る者がいるときは、これを許可することができる。
- 3 第1項の規定により入学を許可された者は、第8条に規定する学生の定員の中には含まれないものとする。

(科目等履修生)

第25条 学長は、本学大学院の学生以外の者で、本学大学院の1又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときには、その者が授業科目を履修し、単位を修得しようとする研究科の研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許

可することができる。

- 2 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第26条 学長は、他の大学院の学生で、本学大学院において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、当該大学院との協議により、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

(聴講生)

第27条 学長は、研究科において1又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考により、これを許可することができる。

- 2 学長は、前項の規定により聴講を受けた者が当該授業科目の試験に合格したときは、当該授業科目を履修したことを証する書類を発行することができる。

(外国人学生)

第28条 学長は、外国人であって本学大学院に入学を志願するものがあるときは、選考により入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者は、第8条に規定する学生の定員の中には含まれないものとする。

(学長への委任)

第29条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月31日現在、公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例(平成18年福島県条例第11号)による廃止前の福島県立医科大学条例(昭和39年福島県条例第27号)第2条及び第4条の規定に基づき設置された福島県立医科大学大学院(以下「旧大学院」という。)に在学す

る学生で、平成18年4月1日以降も旧大学院に在学する予定であったものは、別に当該学生が意思表示をしない限り、平成18年4月1日に公立大学法人福島県立医科大学が設置する本学大学院に承継し、この学則を適用する。この場合において、当該学生に適用されていた学則その他の規程については、なお従前の例による。

3 平成18年度における医学研究科の収容定員は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻又は研究課程	平成18年度
医学研究科	地域医療・加齢医科学専攻	21人
	機能制御医科学専攻	30人
	神経医科学専攻	24人
	分子病態医科学専攻	36人
	旧大学院学則第2条の2第2項に規定する研究課程	27人
	計	138人

附 則

この基本規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度における医学研究科医科学専攻の収容定員及び医学研究科の収容定員は、改正後の福島県立医科大学大学院学則第8条の規定にかかわらず、10人及び158人とする。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度から平成23年度における医学研究科博士課程の収容定員は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
--	--------	--------	--------

医学専攻	37人	74人	111人
地域医療・加齢医科学専攻	21人	14人	7人
機能制御医科学専攻	30人	20人	10人
神経医科学専攻	24人	16人	8人
分子病態医科学専攻	36人	24人	12人

3 医学研究科の地域医療・加齢医科学専攻、機能制御医科学専攻、神経医科学専攻及び分子病態医科学専攻は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度以前に看護学研究科に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成27年4月13日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度から平成28年度における看護学研究科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	平成27年度	平成28年度
看護学研究科	30人	25人

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成27年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度における医学研究科修士課程の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

医学研究科	平成28年度
医科学専攻	20人
災害・被ばく医療科学共同専攻	10人
研究科計	178人

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、平成27年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度における医学研究科修士課程の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

医学研究科	平成28年度
医科学専攻	20人
災害・被ばく医療科学共同専攻	10人
研究科計	178人

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、平成28年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度以前に看護学研究科に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基本規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この基本規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

ただし、第14条の規程は平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成29年12月27日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度以前に看護学研究科に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成30年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年度以前に看護学研究科に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、令和2年8月26日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度から令和5年度における看護学研究科博士後期課程の収容定員は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

		令和4年度	令和5年度
博士後期課程	看護学専攻	2人	4人

別表第1（第11条関係）

（別 紙）

備考 学長は、この表に定める授業科目のほか、医学研究科委員会の議を経て、教育上必要と認める授業科目を設けることができる。

別表第2（第11条関係）

（別 紙）

備考 学長は、この表に定める授業科目のほか、看護学研究科委員会の議を経て、教育上必要と認める授業科目を設けることができる。

別表第1（第11条関係）

医学専攻

教育科目区分	授業科目
共通基盤教育	医学研究概論
	総合人間学特論
	医科学研究入門
	研究デザイン学
専門分野教育	医学特論
	医学特別研究演習
発展分野教育	医学特論演習
	大学院セミナー
特別研究	研究指導

医科学専攻

科目区分	授業科目
必修教育科目	医科学概論
	国際コミュニケーション学
	生体構造学
	生体機能学
	病態病理学
	代謝栄養学
	医学研究方法論
	疫学・統計の方法論
	疫学・統計実習
	医学研究デザイン論
	医学研究デザイン論演習
	行動科学
	計測・分析学
	医学統計学
	医療工学
	放射線医学
専門研究科目	地域と環境
	食物と栄養
	血液と循環
	免疫と生体防御
	発生と再生
	脳とこころ

	分子と情報
	臨床研究デザイン学
	臨床データ解析学特講
	臨床データ解析学演習
	ヘルス・サービスリサーチ
特別研究科目	特別研究 特別研究演習
共通必修科目	大学院セミナー

災害・被ばく医療科学共同専攻

科目区分	授業科目
基礎科目	研究方法特論
	リスクコミュニケーション学
	基礎放射線医科学
	災害看護学概論
	救急医学概論
	災害医学概論
	被ばく影響学Ⅰ
	被ばく影響学Ⅱ
	緊急被ばく医療概論
	メンタルヘルス概論
	リスクアセスメント概論
	疫学
	放射線防護学Ⅰ
	放射線防護学Ⅱ

	日本における被ばく医療科学の発展
専門科目	社会医学特論
	国際保健学特論
	災害こころの医学
	災害医学特論
	リスク管理学特論
	シミュレーション医療教育学
	災害地域ヘルスプロモーション学
	救急医学特論Ⅰ
	救急医学特論Ⅱ
	地域医療学
	放射線看護学
	災害公衆衛生看護学
	臨床放射線看護学
	放射線ヘルスプロモーション看護学
	国際被ばく公衆衛生看護学
	国際プロジェクト管理学
	保健医療社会学特論
	看護倫理
	看護理論
	看護教育論
看護管理学特論	
コンサルテーション特論	
専門実習	福島医大救急医学実習
	福島医大放射線災害医療実習
	長崎大川内村実習

	長崎大原爆被爆者医療実習
	長崎大放射線看護学実習
課題研究	課題研究
自由科目	医学概論

別表第2（第11条関係）

1 博士前期課程 看護学専攻

看護理論

看護研究

看護倫理

看護研究方法論

がん看護論

がん看護学特論Ⅰ

がん看護学特論Ⅱ

がん看護学演習Ⅰ

がん看護学演習Ⅱ

がん看護学実習Ⅰ

がん看護学実習Ⅱ

がん看護学実習Ⅲ

がん看護学実習Ⅳ

成人看護論

成人看護学特論Ⅰ

成人看護学特論Ⅱ

成人看護学演習Ⅰ

成人看護学演習Ⅱ

成人看護学実習Ⅰ

成人看護学実習Ⅱ

家族看護論

家族看護学特論Ⅰ

家族看護学特論Ⅱ

家族看護学演習Ⅰ

家族看護学演習Ⅱ

家族看護学実習Ⅰ

家族看護学実習Ⅱ

老年看護論

老年看護学特論Ⅰ

老年看護学特論Ⅱ
老年看護学演習Ⅰ
老年看護学演習Ⅱ
老年看護学実習Ⅰ
老年看護学実習Ⅱ
リハビリテーション看護論
精神看護論
精神看護学特論Ⅰ
精神看護学特論Ⅱ
精神看護学演習Ⅰ
精神看護学演習Ⅱ
精神看護学演習Ⅲ
精神看護学実習Ⅰ
精神看護学実習Ⅱ
精神看護学実習Ⅲ
精神看護学実習Ⅳ
急性期精神看護論
リエゾン精神看護論
精神訪問看護論
地域精神保健論
女性看護論
母性看護学特論Ⅰ
母性看護学特論Ⅱ
母性看護学演習
母性看護学実習Ⅰ
母性看護学実習Ⅱ
母子保健論
小児看護論
小児看護学特論Ⅰ
小児看護学特論Ⅱ
小児看護学演習Ⅰ
小児看護学演習Ⅱ
小児看護学演習Ⅲ
小児看護学実習Ⅰ
小児看護学実習Ⅱ
小児看護学実習Ⅲ
小児看護学実習Ⅳ
小児看護学実習Ⅴ

地域保健看護論
地域保健看護学特論Ⅰ
地域保健看護学特論Ⅱ
地域保健看護学演習
地域保健看護学実習Ⅰ
地域保健看護学実習Ⅱ
地域保健看護学実習Ⅲ
在宅看護論
在宅看護学特論Ⅰ
在宅看護学特論Ⅱ
在宅看護学演習
在宅看護学実習Ⅰ
在宅看護学実習Ⅱ
健康情報学
看護教育論
コンサルテーションの理論と実際
フィジカルアセスメント
病態生理学
臨床薬理学
症状マネジメント
看護マネジメント論
がん医療におけるコミュニケーション
認知症看護論
ストレスと心身症
看護と法
看護ケア方法論
緩和ケア論
看護政策論
家族面接論
現代家族論
看護特別研究
看護課題研究

2 博士後期課程 看護学専攻

ケア開発看護学特講

ケアシステム開発看護学特講

実践開発看護学演習

看護研究特講

看護人材育成論特講

看護病態学特講

看護心理学特講

実践開発看護学特別研究

福島県立医科大学大学院学則の変更事項を記載した書類

第5条第1項及び第2項

看護学研究科の課程を博士課程に変更するとともに、従来の修士課程を博士前期課程とし、博士後期課程を新設する。

第6条第3項

博士後期課程の標準修業年限（3年）及び在学期間の上限（6年）を規定する。

第8条

博士後期課程の入学定員（2人）及び収容定員（6人）を規定する。

第9条

看護学部の授業科目を担当しない教授等も、博士後期課程の授業及び研究指導を行えるよう規定する。

第13条の2

博士後期課程の修了要件等について規定する。

第19条第3項

博士後期課程の入学資格について規定する。

第21条

博士後期課程の転入学について規定する。

第22条

博士後期課程の転入学資格について規定する。

第23条

博士後期課程の転入学志願の手續について規定する。

別表第2の2

博士後期課程の授業科目について規定する。

「福島県立医科大学大学院学則」一部改正（案）
新旧対照表

平成18年 4月 1日規程第18号
一部改正 平成18年12月27日規程第29号
一部改正 平成19年 7月 2日規程第 7号
一部改正 平成19年12月21日規程第19号
一部改正 平成19年12月27日規程第20号
一部改正 平成20年 3月28日規程第27号
一部改正 平成20年10月17日規程第11号
一部改正 平成21年 3月30日規程第21号
一部改正 平成23年 1月11日規程第37号
一部改正 平成23年 7月29日規程第13号
一部改正 平成25年 3月28日規程第18号
一部改正 平成25年 6月26日規程第17号
一部改正 平成26年 1月 1日規程第38号
一部改正 平成26年10月 1日規程第 9号
一部改正 平成27年 4月13日規程第 2号
一部改正 平成27年 9月30日規程第 7号
一部改正 平成27年12月16日規程第12号
一部改正 平成28年 3月31日規程第14号
一部改正 平成28年 7月 1日規程第 8号
一部改正 平成28年 9月30日規程第13号
一部改正 平成29年 4月 1日規程第 5号
一部改正 平成29年12月27日規程第13号
一部改正 平成30年12月26日規程第 6号
一部改正 令和 2年 月 日規程第 号
一部改正 令和 2年 月 日規程第 号

○改正の内容

(仮) 博士課程設置のため

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(看護学研究科の課程及び専攻)</p> <p>第5条 本学大学院における看護学研究科の課程は、<u>博士課程</u>とする。</p> <p><u>2 看護学研究科博士課程は、前期の課程 (以下「博士前期課程」という。) 及び後期の課程 (以下「博士後期課程」という。) に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(標準修業年限及び在学期間)</p> <p>第6条 <u>医学研究科博士課程の標準修業年限は4年とし、在学できる期間 (以下「在学期間」という。) は、8年を超えることができない。</u></p> <p><u>2 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学期間は4年を超えることができない。</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(看護学研究科の課程及び専攻)</p> <p>第5条 本学大学院における看護学研究科の課程は、<u>修士課程</u>とする。</p> <hr/> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(標準修業年限及び在学期間)</p> <p>第6条 _____博士課程の標準修業年限は4年とし、在学できる期間 (以下「在学期間」という。) は、8年を超えることができない。</p> <p>2 修士課程_____の標準修業年限は2年とし、在学期間は4年を超えることができない。</p>

新（改正案）

3 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学期間は、6年を超えることができない。

第7条～第7条の2 (略)

(学生定員)

第8条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
医学研究科	博士課程	医学専攻	37人	148人
	修士課程	医科学専攻	10人	20人
		災害・被ばく医療科学共同専攻	10人	20人
	研究科計			57人
看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	10人	20人
	博士後期課程	看護学専攻	2人	6人
	研究科計			12人

(授業及び研究指導)

第9条

1 (略)

2 看護学研究科の授業及び研究指導は、福島県立医科大学看護学部の授業科目を担当する教授、准教授、講師等がこれを行う。ただし、看護学研究科博士後期課程の授業及び研究指導については、看護学研究科委員会において認められた教授等もこれを行うことができる。

第9条の2～第13条 (略)

第13条の2

1～2 (略)

3 看護学研究科博士前期課程の修了要件は、本課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者又は第17条第4項により在学期間の短縮が認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

4 看護学研究科博士後期課程の修了要件は、本課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

第14条～第16条 (略)

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条

1～3 (略)

4 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮(博士後期課程を除く。)については、1年を超えない範囲で、当該学生が在学する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

旧（現行）

第7条～第7条の2 (略)

(学生定員)

第8条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
医学研究科	博士課程	医学専攻	37人	148人
	修士課程	医科学専攻	10人	20人
		災害・被ばく医療科学共同専攻	10人	20人
	研究科計			57人
看護学研究科	<u>修士</u> 課程	_____	10人	20人
	_____	_____	_____	_____
	研究科計			10人

(授業及び研究指導)

第9条

1 (略)

2 看護学研究科の授業及び研究指導は、福島県立医科大学看護学部の授業科目を担当する教授、准教授、講師等がこれを行う。_____

第9条の2～第13条 (略)

第13条の2

1～2 (略)

3 看護学研究科修士課程の修了要件は、本課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者又は第17条第4項により在学期間の短縮が認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第14条～第16条 (略)

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条

1～3 (略)

4 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮_____については、1年を超えない範囲で、当該学生が在学する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

新（改正案）	旧（現行）																
<p>第24条～第29条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この基本規程は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 令和4年度から令和5年度における看護学研究科博士後期課程の収容定員は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="222 640 1104 724"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>看護学専攻</td> <td>2人</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>新（改正案）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>1 博士前期課程 看護学専攻 (略)</p> <p>2 博士後期課程 看護学専攻 <u>ケア開発看護学特講</u> <u>ケアシステム開発看護学特講</u> <u>実践開発看護学演習</u> <u>看護研究特講</u> <u>看護人材育成論特講</u> <u>看護病態学特講</u> <u>看護心理学特講</u> <u>実践開発看護学特別研究</u></p>			令和4年度	令和5年度	博士後期課程	看護学専攻	2人	4人	<p>第24条～第29条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <table border="1" data-bbox="1578 640 2463 724"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>_____</th> <th>_____</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			_____	_____	_____	_____	_____	_____
		令和4年度	令和5年度														
博士後期課程	看護学専攻	2人	4人														
		_____	_____														
_____	_____	_____	_____														

福島県立医科大学大学院看護学研究科委員会規程

平成18年4月1日規程第76号
一部改正 平成19年 4月 1日規程第11号
一部改正 平成20年 4月 1日規程第24号
一部改正 平成20年12月16日規程第35号
一部改正 平成24年 4月23日規程第 8号
一部改正 平成27年 3月18日規程第36号
一部改正 平成28年 5月30日規程第17号
一部改正 令和 2年 3月 3日規程第49号

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県立医科大学大学院学則第10条第3項の規定に基づき、大学院看護学研究科委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）の授業を担当する本学看護学部の教授及び准教授（ただし、准教授にあつては、授業科目の単位認定者に限る。以下「委員」という。）及び看護学部長をもって組織する。

(研究科長及び副研究科長)

第3条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、委員会委員の中から看護学部長（看護学部長候補者）が推薦した者に対して信任投票を行い、所定の得票を得た者について、学長に内申するものとする。
- 3 研究科長は、次の各号のいずれかに該当する場合に選考を行う。
 - (1) 研究科長の任期が満了するとき
 - (2) 研究科長が辞任を申し出たとき
 - (3) 研究科長が欠員となったとき
- 4 研究科長の選考は、前項第1号に該当する場合にあつては、任期満了の30日前までに、前項第2号又は第3号に該当する場合にあつては、その事由の生じた日以後速やかに行う。
- 5 研究科長の任期は、看護学部長の在任期間とし、再任を妨げない。ただし、看護学部長が辞任を申し出たとき又は欠員となったときの任期は、看護学部長が選任されるまでの期間とし、第3項第2号及び第3号による場合は、前任者の残任期間とする。
- 6 研究科長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 7 研究科には、副研究科長を置くことができる。
- 8 副研究科長は、研究科長が委員から指名する。
- 9 副研究科長は、研究科長を補佐する。
- 10 研究科長に事故があるときは、副研究科長又はあらかじめ研究科長が指名した委員が

その職務を代理する。

(審議事項)

第4条 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 研究科に係る規程等の制定改廃に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 学生の教育、厚生補導及びその身分に関すること。
- (4) 学位の授与に関すること。
- (5) 入学試験に関すること。
- (6) その他研究科の運営に関して研究科長が必要と認めた事項。

(会議)

第5条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、委員(休職中及び海外出張中の者を除く。)の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

(議事提案)

第6条 委員は、議事を委員会に提案することができる。

(議決)

第7条 委員会の議事は、他の特別の定めがある場合を除くほか、出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席等)

第8条 議長が必要と認めるときは、研究科の授業を担当する本学看護学部の准教授又は講師等を委員会に出席させることができる。

- 2 事務局次長その他議長が必要と認める事務職員は、委員会に列席する。

(議事録)

第9条 委員会における議事概要については、議事録を作成し、保存するものとする。

(非公開)

第10条 委員会は、公開しない。ただし、委員会の議決により特に定められた者については、列席傍聴させることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育研修支援課がこれに当たる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成 18 年 3 月 31 日任期満了に伴い選考された研究科長は、本規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 3 日から施行する。